

～半島振興法に基づく税制優遇措置～

税負担
軽減!

島原市で お得に設備投資!



固定資産税の税率が3年間優遇されます!

島原市における優遇措置

半島振興法に基づく島原市産業振興促進計画に適合する場合には、固定資産税において不均一課税が適用されます。※都市計画税については対象外となります。

標準税率	初年度	第2年度	第3年度
1.4%	0.14% (標準の1/10)	0.35% (標準の1/4)	0.7% (標準の1/2)

幅広い
対象

対象
業種

製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等

※半島振興法に基づく「島原市産業振興促進計画」を作成しており、当該業種の事業者が行った設備投資に適用することとします。また、「情報サービス業等」とは、有線放送業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業又はインターネット付随サービス業に属する事業その他の法律および総務省令で定める事業をいいます。

対象
設備

市内で事業の用に供する償却資産及び家屋並びに当該家屋の敷地である土地

※ただし、土地については、取得の翌日から起算して1年以内に、当該土地を敷地とする上記家屋の建設の着手があった場合であり、また当該家屋の建設部分のみが対象となります。

中小
企業応援

最小で500万円の設備投資から利用可能

製造業と旅館業は事業者の規模に応じて、農林水産物等販売業と情報サービス業等は資本金の規模に関わらず500万円の設備投資から利用可能。

事業者の規模 (資本金)		1,000万円以下	1,000万円超 5,000万円以下	5,000万円超
取得 価格	製造業・旅館業	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上
	農林水産物等販売業 情報サービス業等	500万円以上		

島原市で活用できるその他の支援措置

制度名・対象業種	支援内容	適用要件
地域未来投資促進法による課税免除 【対象業種】 「長崎県基本計画」に定める承認要件 ※詳しくはお問い合わせください	■ 固定資産税免除 【期間：3年度間】	【適用要件】 (1) 土地・家屋・構築物の取得価格の合計額が1億円を超えるもの (2) 農林漁業及びその関連業種については、5千万円を超えるもの
過疎地域自立促進特別措置法による課税免除 【対象業種】 ・製造業 ・旅館業 ・農林水産物等販売業	■ 固定資産税免除 【期間：3年度間】	【適用要件】 家屋及び償却資産で、取得価格の合計額が2,700万円を超える特別償却設備並びに当該家屋の敷地である土地
生産性向上特別措置法に基づく課税標準の特例 【対象業種】 業種の指定なし	■ 固定資産税の課税標準を0に 【期間：3年度間】	【適用要件】 ・先端設備等導入計画を作成し、市の認定を受けること ・令和3年3月31日までに生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する下記の設備を認定された計画に基づき取得すること (1) 機械装置 (160万円以上) (2) 測定工具及び検査工具 (30万円以上) (3) 器具備品 (30万円以上) (4) 建物附属設備※ (60万円以上) ※家屋と一体となって効用を果たすものを除く。
島原市企業立地促進・雇用創出事業 【対象業種】 ・製造業 ・自然科学研究所 ・機械修理業 ・情報サービス業 ・宿泊業 ・技術サービス業 ・物流関連業	■ 立地奨励金 固定資産税相当額補助 【期間：3年度間】	【適用要件】 (新設・改修) 投下固定資産：2千5百万円以上 新規雇用者数：5人以上 (増設・移設) 投下固定資産：1千万円以上 新規雇用者数：1人以上
	■ 施設整備奨励金 限度額：1億円（改修は2千万円） 設備取得額×補助率 ※補助率は雇用人数による。（5～10%） ※土地代除く。	
	■ 土地家屋賃借奨励金 限度額：1千万円/年 賃借料×25% 【期間：3年間】	
	■ 雇用奨励金 限度額：5千万円 正規雇用者×50万円 短期雇用者×25万円	

上記のほか、半島振興法に基づく税制優遇措置においては、国税及び県税についての優遇措置もご活用いただけます。詳しくは下記へお問い合わせください。

内容	問い合わせ先	電話番号
税制優遇措置全般について	島原市産業政策課商工班	0957-68-5483
市税について	島原市税務課固定資産税班	0957-62-8015
県税について（個人）	県央振興局税務部課税課	0957-22-0508
県税について（法人）	長崎振興局税務部課税第一課	095-821-9434
国税について	島原税務署	0957-62-3281
半島振興法制度全般について	国土交通省半島振興対策室	03-5253-8425